

なら歴史芸術文化村工房使用者公募実施要領（仏像等彫刻）

令和 年 月 日

奈良県文化・教育・くらし創造部
なら歴史芸術文化村整備推進室

第1 目的

なら歴史芸術文化村の文化財修復・展示棟では、日本で初めてとなる4つの分野（仏像等彫刻、絵画・書跡等、歴史的建造物、考古遺物）の文化財修復作業現場を通年公開する。このうち、美術工芸分野（仏像等彫刻、絵画・書跡等）における文化財修復作業及び修復作業の公開を行う民間修復事業者について、公募を実施する。

第2 公募の概要

- (1) 業務内容 美術工芸（仏像等彫刻）修復作業の公開
- (2) 使用施設 なら歴史芸術文化村 文化財修復・展示棟 B1F
美術工芸修復工房 B101（154.92㎡）
- (3) 使用期間 令和4年2月頃から令和9年3月31日

第3 公募に参加する者（以下「参加者」という。）に必要な資格

次に掲げる条件を全て満たしていること。

- (1) 彫刻・工芸品のうち国宝・重要文化財（国宝等）の修理に従事した者が1名以上いること。
- (2) 平成29年4月1日以降令和4年3月31日までに完了（見込み含む）した、彫刻・工芸品のうち国宝等もしくは都道府県指定有形文化財の修理実績が各年複数件あること。
- (3) 令和4年3月以降の5年間で、文化村で実施できる、奈良県内所在の文化財（彫刻・工芸品）の修復計画が複数件あること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (5) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号。以下「新法」という。）第17条の規定による更生手続開始の申立て（新法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更正事件（以下「旧更正事件」という。）に係る新法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条の規定による更生手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、新法に基づく更生手続開始の決定（旧更正事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。
- (7) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (8) 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条の再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再

- 生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てがされなかったものとみなします。
- (9) 銀行の取引停止、又は差押えを受けていない者であること。
 - (10) 役員に法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者がいる法人等（法人格のない団体にあつては代表者が上記要件に該当する団体）でないこと。
 - (11) 役員等（法人にあつては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（常時物品購入等契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、個人にあつてはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう以下同じ。）でないこと。
 - (12) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
 - (13) 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していないこと。
 - (14) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していないこと。
 - (15) (13) 及び (14) に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

第4 失格事項

参加者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 第3の参加資格に定めた資格が備わっていないとき。
- (2) 提出書類が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき。
- (3) 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- (4) 提出期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- (5) その他、不正な行為があったとき。

第5 公募スケジュール

実施要領等の配布	令和3年7月 1日（木）～7月30日（金） 下記 URL より提出書類（様式1～4）をダウンロードすること URL :
質問事項受付期限	令和3年7月 5日（月）～7月12日（月）
申請書受付期間	令和3年7月20日（火）～7月30日（金）
審査結果通知	令和3年8月31日（火）（予定）

第6 問い合わせ先・申請書類等提出先

奈良県 文化・教育・くらし創造部 なら歴史芸術文化村整備推進室 歴史文化係
〒630-8501 奈良市登大路町30番地
電話番号 0742-27-8073
FAX番号 0742-24-5240
Eメール bunkamura@office.pref.nara.lg.jp

第7 質問の受付及び回答

申請書作成に関する質問は、質問書（任意様式）によりFAXまたは電子メールでの受付とし、すべての質問を取りまとめたうえで、文化・教育・くらし創造部なら歴史芸術文化村整備推進室よりFAXまたは電子メールで質問者へ回答するものとする。

第8 選定委員会の設置

なら歴史芸術文化村美術工芸修復工房の使用者（以下「工房使用者」という。）の選定を行うため、なら歴史芸術文化村工房使用者等選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

- 2 選定委員会の委員は選定委員会名簿（別紙1）に掲げる委員で組織する。

第9 工房使用者の選定

選定委員会は、第5に掲げる期日までに申請のあった参加者について、選定委員会であらかじめ定めた工房使用者選定評価基準（別紙2）に基づく審査を行い、評価した合計点が最高の者を選定するものとする。

- 2 評価の結果、最高点が複数の場合は、委員長が最高得点の者の中から最も優れた者を選定するものとする。
- 3 参加者の数が2者に達しない場合は、全ての審査項目について各委員の評価の合計点が満点の6割以上の場合には当該者を選定する。

第10 参加者への通知

なら歴史芸術文化村整備推進室長は、第9で選定された工房使用者に対して「選定通知書」により通知するとともに、選定しなかった者に対して、「非選定通知書」により通知するものとする。

第11 使用規程の順守

工房使用者は、令和3年度中に施行予定の「なら歴史芸術文化村美術工芸修復工房使用規程（別紙3）」を遵守すること。

第12 協定書の締結

工房使用者は奈良県となら歴史芸術文化村における修復公開事業に関する協定書を締結するものとする。

なら歴史芸術文化村工房使用者公募実施要領（絵画・書跡等）

令和 年 月 日

奈良県文化・教育・くらし創造部
なら歴史芸術文化村整備推進室

第1 目的

なら歴史芸術文化村の文化財修復・展示棟では、日本で初めてとなる4つの分野（仏像等彫刻、絵画・書跡等、歴史的建造物、考古遺物）の文化財修復作業現場を毎年公開する。このうち、美術工芸分野（仏像等彫刻、絵画・書跡等）における文化財修復作業及び修復作業の公開を行う民間修復事業者について、公募を実施する。

第2 公募の概要

- (1) 業務内容 美術工芸（絵画・書跡等）修復作業の公開
- (2) 使用施設 なら歴史芸術文化村 文化財修復・展示棟 B1F
美術工芸修復工房 B102 (165.34 m²)
- (3) 使用期間 令和4年2月頃から令和9年3月31日

第3 公募に参加する者（以下「参加者」という。）に必要な資格

次に掲げる条件を全て満たしていること。

- (1) 絵画・書跡・典籍・古文書のうち国宝・重要文化財（国宝等）の修理に従事した者が1名以上いること。
- (2) 平成29年4月1日以降令和4年3月31日までに完了（見込み含む）した、絵画・書跡・典籍・古文書のうち国宝等もしくは都道府県指定有形文化財の修理実績が各年複数件あること。
- (3) 令和4年3月以降の5年間で、文化村で実施できる、奈良県内所在の文化財（絵画・書跡・典籍・古文書）の修復計画が複数件あること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (5) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号。以下「新法」という。）第17条の規定による更生手続開始の申立て（新法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更正事件（以下「旧更正事件」という。）に係る新法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条の規定による更生手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、新法に基づく更生手続開始の決定（旧更正事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。
- (7) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (8) 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条の再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再

- 生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てがされなかったものとみなします。
- (9) 銀行の取引停止、又は差押えを受けていない者であること。
 - (10) 役員に法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者がいる法人等（法人格のない団体にあつては代表者が上記要件に該当する団体）でないこと。
 - (11) 役員等（法人にあつては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（常時物品購入等契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、個人にあつてはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう以下同じ。）でないこと。
 - (12) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
 - (13) 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していないこと。
 - (14) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していないこと。
 - (15) (13) 及び (14) に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

第4 失格事項

参加者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 第3の参加資格に定めた資格が備わっていないとき。
- (2) 提出書類が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき。
- (3) 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- (4) 提出期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- (5) その他、不正な行為があったとき。

第5 公募スケジュール

実施要領等の配布	令和3年7月 1日（木）～7月30日（金） 下記 URL より提出書類（様式1～4）をダウンロードすること URL :
質問事項受付期限	令和3年7月 5日（月）～7月12日（月）
申請書受付期間	令和3年7月20日（火）～7月30日（金）
審査結果通知	令和3年8月31日（火）（予定）

第6 問い合わせ先・申請書類等提出先

奈良県 文化・教育・くらし創造部 なら歴史芸術文化村整備推進室 歴史文化係
〒630-8501 奈良市登大路町30番地
電話番号 0742-27-8073
FAX番号 0742-24-5240
Eメール bunkamura@office.pref.nara.lg.jp

第7 質問の受付及び回答

申請書作成に関する質問は、質問書（任意様式）によりFAXまたは電子メールでの受付とし、すべての質問を取りまとめたうえで、文化・教育・くらし創造部なら歴史芸術文化村整備推進室よりFAXまたは電子メールで質問者へ回答するものとする。

第8 選定委員会の設置

なら歴史芸術文化村美術工芸修復工房の使用者（以下「工房使用者」という。）の選定を行うため、なら歴史芸術文化村工房使用者等選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

- 2 選定委員会の委員は選定委員会名簿（別紙1）に掲げる委員で組織する。

第9 工房使用者の選定

選定委員会は、第5に掲げる期日までに申請のあった参加者について、選定委員会であらかじめ定めた工房使用者選定評価基準（別紙2）に基づく審査を行い、評価した合計点が最高の者を選定するものとする。

- 2 評価の結果、最高点が複数の場合は、委員長が最高得点の者の中から最も優れた者を選定するものとする。
- 3 参加者の数が2者に達しない場合は、全ての審査項目について各委員の評価の合計点が満点の6割以上の場合には当該者を選定する。

第10 参加者への通知

なら歴史芸術文化村整備推進室長は、第9で選定された工房使用者に対して「選定通知書」により通知するとともに、選定しなかった者に対して、「非選定通知書」により通知するものとする。

第11 使用規程の順守

工房使用者は、令和3年度中に施行予定の「なら歴史芸術文化村美術工芸修復工房使用規程（別紙3）」を遵守すること。

第12 協定書の締結

工房使用者は奈良県となら歴史芸術文化村における修復公開事業に関する協定書を締結するものとする。

(様式1)

なら歴史芸術文化村工房使用申請書 (仏像等彫刻)

令和 3年 月 日

奈良県知事 殿

(提出者) 住所
会社名
代表者 役職名 印
(作成者) 担当部署
氏名
電話番号
FAX
E-Mail

標記について、次の資料を添えて申請します。なお、なら歴史芸術文化村工房使用者公募実施要領第3に掲げる条件を全て満たしていること及び提出資料の内容については事実と相違ない事を誓約します。

○提出資料

- ・文化財の修復実績 (様式2)
- ・修復実施予定者名簿 (様式3)
- ・修復予定文化財 (様式4)
- ・文化財の修理技術等にかかる国または都道府県による認定の有無が確認できる書類 (様式任意)

○提出部数 1部

(様式1)

なら歴史芸術文化村工房使用申請書(絵画・書跡等)

令和 3年 月 日

奈良県知事 殿

(提出者) 住所
会社名
代表者 役職名 印
(作成者) 担当部署
氏名
電話番号
FAX
E-Mail

標記について、次の資料を添えて申請します。なお、なら歴史芸術文化村工房使用者公募実施要領第3に掲げる条件を全て満たしていること及び提出資料の内容については事実と相違ない事を誓約します。

○提出資料

- ・文化財の修復実績(様式2)
- ・修復実施予定者名簿(様式3)
- ・修復予定文化財(様式4)
- ・文化財の修理技術等にかかる国または都道府県による認定の有無が確認できる書類(様式任意)

○提出部数 1部

なら歴史芸術文化村修復工房使用者等選定委員会 委員名簿

(敬称略、五十音順)

所属	氏名
文化庁文化戦略官	奥 健夫
龍谷大学教授	神田 雅章
文化庁文化財第一課長	田村 真一
京都大学准教授	筒井 忠仁
文化庁文化財鑑査官	豊城 浩行
奈良国立博物館学芸部長	吉澤 悟
文化財活用センター保存担当課長	吉田 直人

なら歴史芸術文化村修復工房使用者選定(仏像等彫刻) 評価基準(案)

●実績

評価項目	評価の着眼点		配点	評価のウェイト
	判断基準			
修復実績	修復件数等	美術工芸品(彫刻・工芸品)のうち、平成29年4月1日以降令和4年3月31日までに完了(見込み含む)した国宝又は重要文化財(国宝等)の修復実績を有するか。	15	40%
		美術工芸品(彫刻・工芸品)のうち、平成29年4月1日以降令和4年3月31日までに完了(見込み含む)した奈良県指定有形文化財の修復実績を有するか。	15	
		美術工芸品(彫刻・工芸品)のうち、平成29年4月1日以降令和4年3月31日までに完了(見込み含む)した奈良県所在文化財(国宝等および奈良県指定有形文化財を除く)の修復実績を有するか。	10	
実施体制	実施体制	文化村で作業できるための人員配置など、適正な実施体制が具体的に示されているか。	20	30%
	技術力	文化村で作業する人員は、国宝等もしくは奈良県指定文化財を修復できるだけの高度な修復技術を有するか。	10	
修復計画	修復計画	令和4年3月から令和9年3月まで文化村で修復作業を実施できるだけの次の仕事量(見込み含む)はあるか。 (1)国宝等 (2)奈良県指定有形文化財 (3)奈良県内文化財(国宝等、奈良県指定有形文化財を除く) (4)その他の文化財	20	20%
認定	国や奈良県による認定	国指定の選定保存団体や奈良県の選定保存技術に選定されているか。	10	10%
合計			100	100%

○「認定」以外の評価項目は、委員による5段階評価(非常に優れている 優れている 普通 劣っている 非常に劣っている)を行う。

○各委員の採点結果を合計した点数を提案者の得点とする。

なら歴史芸術文化村修復工房使用者選定(絵画・書跡等) 評価基準(案)

●実績

評価項目	評価の着眼点		配点	評価のウェイト
	判断基準			
修復実績	修復件数等	美術工芸品(絵画・書跡・典籍・古文書)のうち、平成29年4月1日以降令和4年3月31日までに完了(見込み含む)した国宝又は重要文化財(国宝等)の修復実績を有するか。	15	40%
		美術工芸品(絵画・書跡・典籍・古文書)のうち、平成29年4月1日以降令和4年3月31日までに完了(見込み含む)した奈良県指定有形文化財の修復実績を有するか。	15	
		美術工芸品(絵画・書跡・典籍・古文書)のうち、平成29年4月1日以降令和4年3月31日までに完了(見込み含む)した奈良県所在文化財(国宝等および奈良県指定有形文化財を除く)の修復実績を有するか。	10	
実施体制	実施体制	文化村で作業できるための人員配置など、適正な実施体制が具体的に示されているか。	20	30%
	技術力	文化村で作業する人員は、国宝等もしくは奈良県指定文化財を修復できるだけの高度な修復技術を有するか。	10	
修復計画	修復計画	令和4年3月から令和9年3月まで文化村で修復作業を実施できるだけの次の仕事量(見込み含む)はあるか。 (1) 国宝等 (2) 奈良県指定有形文化財 (3) 奈良県内文化財(国宝等、奈良県指定有形文化財を除く) (4) その他の文化財	20	20%
認定	国や奈良県による認定	国指定の選定保存団体や奈良県の選定保存技術に選定されているか。	10	10%

合計	100	100%
----	-----	------

○「認定」以外の評価項目は、委員による5段階評価(非常に優れている 優れている 普通 劣っている 非常に劣っている)を行う。

○各委員の採点結果を合計した点数を提案者の得点とする。

なら歴史芸術文化村美術工芸修復工房使用規程（案）

（趣旨）

第1条 なら歴史芸術文化村（以下「文化村」という。）の修復工房（美術工芸修復工房 B101、美術工芸修復工房 B102 をいう。以下同じ。）の使用及び管理については、この規程の定めるところとする。

（使用の目的）

第2条 修復工房の使用目的は、次のとおりとする。

- （1）文化財の修復及び修復作業の公開
- （2）その他文化村の設置目的を達成するために必要な事業

（使用者の選定）

第3条 修復工房を使用することができる者は、なら歴史芸術文化村修復工房使用者等選定委員会（以下「選定委員会」という。）の審査により選定された者（以下「工房使用者」という。）とする。

（修復文化財の範囲）

第4条 修復工房において修復を行う文化財（以下「修復文化財」という。）は、次のとおりとする。

- （1）国及び地方公共団体所有の文化財
- （2）国及び地方公共団体指定又は登録の文化財
- （3）国及び地方公共団体の補助金を受けて修復する文化財
- （4）前3号に掲げる文化財に準ずる文化財で、選定委員会が適当と認めたもの

（使用の申込み）

第5条 工房使用者は、修復工房の使用を開始するときは、なら歴史芸術文化村修復工房使用申込書（第1号様式）を使用開始予定日の1カ月前までに、（奈良県）に提出しなければならない。

（使用承認）

第6条 （奈良県）は、前条の規定による申込書の提出があった場合において、適当と認め、使用の承認をするときは、なら歴史芸術文化村修復工房使用承認書を交付するものとする。

(使用承認の条件)

第7条 工房使用者は、修復文化財の修復に支障がない限り、(奈良県)の行う調査研究及び公開に協力するものとする。

- 2 工房使用者は、前条の規定により使用承認を受けた修復工房(以下「使用承認工房」という。)を第2条の目的以外の用途に供してはならない。
- 3 工房使用者は、使用承認工房を他の者に転貸し、又は担保に供してはならない。
- 4 工房使用者は、使用承認工房について修繕、模様替えその他の行為をしようとするときは、あらかじめ書面をもって(奈良県)の承認を受けなければならない。
- 5 使用承認期間が満了したとき又は(奈良県)が使用承認を取り消したときは、工房使用者は、自己の負担で(奈良県)の指定する期日までに使用承認工房を原状回復して返還するものとする。ただし、(奈良県)が特に承認したときは、この限りでない。
- 6 工房使用者は、使用承認工房に付帯する光熱水費を負担するものとし、その負担額は床面積比により算定する。
- 7 使用承認工房の維持管理のため通常必要とする清掃費その他の経費は、全て工房使用者の負担とする。
- 8 (奈良県)は、使用承認工房について随時に実地調査し、又は工房使用者に対し所要の報告を求め、その維持管理又は使用に関し指示することができる。

(使用承認の取消し又は変更)

第8条 工房使用者が法令又はこの規程に違反したときは、(奈良県)は、選定委員会の意見を聴いて、使用承認を取り消し、又は変更することができる。

(修復文化財の寄託)

第9条 (奈良県)は、修復文化財が奈良県の所有に属するものである場合を除き、その所有者又は管理団体(以下「所有者等」という。)から、修復文化財の寄託を受けるものとし、寄託書(第2号様式)を徴するものとする。

- 2 (奈良県)は、受託した修復文化財を工房使用者に引き渡すときは、修復文化財預書(第3号様式)を徴するものとする。
- 3 工房使用者は、(奈良県)から修復文化財の引渡しを受けてから返還するまでの期間(文化村が調査研究又は陳列を行う期間を除く。)における修復文化財の管理責任(修復作業に伴うものに限る。)を負うものとする。
- 4 修復文化財の全部又は一部が滅失し、又は毀損した場合は、奈良県が所有者等に対し責任をもって対処する。この場合において、当該滅失又は毀損が工房使用者の責に帰するものであるときは、工房使用者は、奈良県に損害額に相当する金額を損害賠償額として支払わなければならない。

(損害賠償等)

第10条 工房使用者の責に帰する事由により、使用承認工房の全部又は一部が滅失し、又は毀損した場合は、工房使用者は、奈良県に損害額に相当する金額を損害賠償額として支払わなければならない。ただし、自己の負担で（奈良県）の指定する期日までに原状回復した場合は、この限りでない。

2 前項本文に規定する場合のほか、工房使用者がこの規程に定める義務を履行しないことにより奈良県に損害を与えたときは、工房使用者は、その損害額に相当する金額を損害賠償額として支払わなければならない。

3 使用承認が取り消された場合においては、工房使用者は、修復文化財及び使用承認工房に投じた改良のための有益費その他の費用が現存している場合であっても、その費用等の返還請求はできないものとする。

(写真の公表)

第11条 工房使用者は、使用承認工房において撮影した修復文化財の写真を公表しようとするときは、あらかじめ（奈良県）及び所有者等の同意を得るものとする。

(共用部分の使用)

第12条 工房使用者は、共用部分のうち荷解場、燻蒸室、貨物用エレベーター、樹脂処理室、薬品庫、収蔵庫等を使用しようとするときは、あらかじめ、その使用方法について（奈良県）と協議するものとする。

(使用時間)

第13条 使用承認工房の使用時間は、午前8時30分から午後5時30分までとする。

2 工房使用者は、前項に規定する使用時間以外の時間に使用承認工房を使用しようとするときは、あらかじめ（奈良県）へ届け出るものとする。

(鍵及びセンサーカードの管理)

第14条 使用承認工房を含む各室の鍵及びセンサーカードは、（奈良県）が管理するものとする。

(疑義の決定)

第15条 この規程に定めるもののほか、修復工房の使用に関し、疑義が生じたときは、（奈良県）が必要に応じ選定委員会の意見を聴いて決定する。

附 則

この規程は、令和 年 月 日から施行する。

第1号様式

なら歴史芸術文化村修復工房使用申込書

年 月 日

(奈良県) 殿

使用代表者 住 所

氏 名

下記のとおり、なら歴史芸術文化村美術工芸修復工房使用規程第5条の規定により使用
申込いたします。

記

1 修復文化財の名称等

別 紙 の と お り

2 使用期間 年 月 日から 年 月 日まで

3 使用室名

4 使用者名簿

別 紙 の と お り

なら歴史芸術文化村修復工房使用承認書

年 月 日

(工房使用者) 殿

(奈良県)

令和 年 月 日付で提出された、なら歴史芸術文化村修復工房使用申込書の内容について、適当と認められますので、なら歴史芸術文化村美術工芸修復工房使用規程第6条の規定により使用承認いたします。

第2号様式

寄 託 書

年 月 日

(奈良県) 殿

寄託者 (所有者)

住 所

氏 名

寄託代理人 (工房使用者)

住 所

氏 名

〇〇・・・・・・・・・・・・・・・・〇〇をなら歴史芸術文化村修復工房において〇〇・・・・・・
〇〇するため、なら歴史芸術文化村修復工房使用規程に基づき、 年 月 日から
年 月 日までの間、以下の事項を附記して当該文化財を貴館に寄託します。

1 当該文化財の修復作業の公開、調査研究又は陳列について、〇〇〇〇〇〇に支障のない範囲において協力する。ただし、陳列については所有者等の同意を必要とする。

2 工房使用者は、(奈良県)から修復文化財の引渡しを受けてから返還するまでの期間(文化村が調査研究又は陳列を行う期間を除く。)における修復文化財の管理責任(修復作業に伴うものに限る。)を負うものとする。

